

環境省

2003年7月23日(水)14:30～15:30 環境省1階共用第2会議室

環境省側出席者

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 課長補佐 烏山
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室特別廃棄物調査係 係長 宮野尾
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室包装リサイクル企画係 係長 森本
総合環境政策局環境保健部環境安全課 課長補佐 福島
環境管理局大気環境課排出規制係 係長 古川一美
環境管理局大気環境課排出規制係 係員 服部麻友子

窓口：大臣官房政策評価広報課環境対策調査室相談係 岩本宏幸、TEL 5521-8214/FAX 3591-5939)

全国連側出席者

11名：古谷杉郎、永倉冬史、名取雄司、大内加寿子、林充孝、宇野林蔵、外山尚紀、古川和子、大森華恵子、大森美華子、宗像正男

1. 全省共通項目

厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

厚生労働省の、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】皆さん方には毎年ご意見をいただいているところであり、私も3年目になる。他省庁の関係も多々含まれているので、なかなか明快にお答えできない部分もあるかと思うが、よろしくお願ひしたい。まず、私の方から、1、2、3についてお答えさせていただきます。

1の と については、合わせてお答えさせていただきます。

内容的には厚生労働省の管轄するところだが、押出成形セメント板が住宅屋根用化粧スレート繊維強化セメント板等について、石綿の使用を不可欠なものではない等から技術的に代替化は可能であるということで、これらの製品についてアスベストの使用を禁止する方向で、法令の改正手続を行なっていることは承知している。これは、厚生労働大臣のご発言に基づくものだと思うが、作業中だということは聞いている。今回の厚労省の取り組みだが、主には労働者の方の曝露防止という観点からのものであると思っているが、こうした元々の禁止をするということは、環境上からみても、今後の後年度負担というか、そういうものを減らすという意味では、意義あるものなのかなと考えている。

いずれにしても環境省の所管としては、以前使われたものをどうするのかという、こういった動きに大きく左右されるかという、あまり影響はなくて、それはもうきちんとやらなければいけないと思っている。環境省としてできること、石綿の環境への排出であるとか移動量の監視、一般環境への飛散 粉じん発生施設や解体作業等々、いろいろ発生源はあろうかと思うが、そこに対してきちんと措置を講じてまいりたいと考えている。

要請書まきがきで述べた、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する石綿対策全国連絡会議の意見(別添)に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】これについては要望が4つほど出されているものと思っているが、環境

省としてどうかと言われると所管の問題が出てきて答えづらい問題だが、先ほど言ったが、やはり環境省としてできること、いま取り組んでいること、これをしっかりやっていくことだろうと想着いて。一部、石綿の含有率とか定義上の問題があり環境省でははっきりいってこういうパーセンテージの定義はしていない。ただ、どちらかというが高濃度の曝露、作業環境を司っている法律に横並びをとっているというようなかたちで、マニュアル等々を作成させていただいているので、当然のことながら、含有率が下がるということは悪いことではないと思着ているし、ここは例えば、労働安全衛生法令の何らかの改正があつて変わった場合には、少なくとも歩調を合わせていくというふうには思着ている。これくらいで勘弁願いたい。

アスベスト禁止の導入に関して、貴省のいずれかの部局において、関係業界（建材メーカー、ゼネコン、設計業者、施工業者、解体業者等）から何らかの意見・要請が寄せられたり、話し合いを行つたり、または働きかけていることがあれば、お聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】いずれの部局においても、そのような話とかはない。圧力とかもない、と聞着ている。

現行のアスベスト含有建材対策が十分か、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】この要請については、いろいろ取り方があるかと思着うが、アスベスト含有建材の対策については、まさに吹き付け以外の部分だと思着うが、大気立場としても、皆様方からのご指摘等々も受けて、手を付け始めてデータをいま収集しているところで、きちとしたデータを取りまとめたくうえで、判断させていただきたい。

全アスベスト含有製品の製造と流通に関する調査を製造会社が行うこと、国が責任を持って実施するよう監督指導することに関して、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】ここは通商制度を所管する省庁の守備範囲だろうと思着ていて、調査の必要性等について、果たして何ができるのかわからず、当省の立場としては、いまのところコメントすべきことがない。

アスベスト対策は、省庁が垣根を越えて協力する必要がある課題であるが、既存アスベスト対策に関して、省庁連絡会議を行う必要があるか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】以前、阪神大震災の直後に一時連絡会議をもつたという事実がある。…（一部聞き取れず）…ただ会議を行なうことが必要かどうかということは別にして、アスベスト問題については幅広い省庁が関わっていて、いろいろな関係する法令の動きであるとか、いろいろな省庁が持っている情報等については、収集をお互いにしていくことは重要なことだと思着ている。

いずれにしる、繰り返しになってしまうが、当省でできること、取り組んでいること 例えは、建築物解体に係る飛散防止対策とか環境法上の廃棄物の処理の問題等々、実態の把握に努めて、情報収集について今後ともをきちんとやっていきたい。

2. 環境省の総合的施策

厚生労働省の政令案は、既存アスベスト対策を含めた総合的対策の見直しと、確立を迫るものになると認識している。被害の将来予測の努力の継続、環境曝露の発生源の確認、とりわけ建築物解体及び廃棄物処分（廃掃法の対象 非対象のアスベスト含有廃棄物双方）に係るリスクの評価、将来予測、対策など、貴省に關係する施策の見直し、確立を図るとともに、総合的対策の確立に向けて、關係省庁との協議のイニシアティブを発揮されたい。

【環境管理局大気環境課回答】当省としては、アスベストの原則使用禁止という動きは厚労省の中であるわけだが、先ほど言ったとおり、すでに使用されたものがあるわけであって、それに対しての対応が重要と思う。当省としては、建築物の解体 改修に係る飛散防止対策とか、その後出てくる廃棄物の処理等々について、必要に応じて実態を把握して、データ収集していくことだろうと思う。

委託研究等に際し、アスベスト製品製造会社及び民間シンクタンクだけでなく、アスベストに詳しい環境リスクの学者等専門家及びNPOと委託研究を行う時期と考えるが、再度お考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】昨年度もたしか要請のあった内容だが、当省でアスベストに関わる委託調査なりを実施しているが、これまでも必要に応じていろいろな団体の方々、専門家の方々等を含めて、調査の際に、情報を提供していただいたりご協力していただいたりしている。調査方針とか調査の具体的内容等については当省でやっているわけだが、業界寄りでもなく、中立的な立場で委託調査を実施してきたつもりでいる。また、今後ともそうしていくつもりでいるが、アスベストの調査の委託先に限って言えば、知見、知識をお持ちの機関や団体を選定するのが妥当だろうとっていて、今後においても、例えば今年度も予定しているが、実際に分析をするとなると、そのための特殊な機材がきちんとできる方を要しているところが適切かと思っている。そういった考えのもとに委託先を決めていきたい。

なお、昨年度、実際に解体現場の調査をやるということまで企画していて、その際に皆さん方から情報やご指摘をいただいたところで、調査の開始の前にお話をいただいたので、内容に盛り込ませていただいて調査を行なったところ。残念ながら、なかなか件数が、天井裏とか、特化したものになっていくと少なくて、情報が非常に少なかったということだったが、今年度も引き続き、作業手順 現行の規制でもちょっと灰色になっている部分なので 調査を進めていきたいと思っている。

情報提供に関して、EIC ネット(国立環境研究所の環境情報案内 交流サイト、(財)環境情報普及センターが運用)の「環境Q&A」では、環境に関連するさまざまな質問に対する回答が掲載され、誰でも見ることができるようになっている。回答は、登録された会員(無料で誰でも登録できる)が仮名で行っている。このサイトでの情報について、貴省はどのように関わっているか、お聞かせいただきたい。このサイトを通じて、間違った情報や不適切な情報が公の情報と混同されて流布する可能性がないかどうか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】これは、いま現在独立行政法人になっている国立環境研究所が独自に運営しているものであり、当省として、ホームページの作成なりに関与しているということはない。ご参考までに、一応、民間の方とか企業の方が自由に参加できるようなサイトとして運用されているようで、やはり明らかに不適切なものはセンターの方で削除する仕組みになっているようだ。インターネットを開けると事業規約というものが出ているが、規約に沿ったかたちでの利用を原則としているということ。

【大内】環境省として直接ホームページの内容に関与していることはないとのことだが、実際環境省のホームページの一番下のところには、EIC ネットのリンク先のアイコンがあるし、EIC ネットと言えば環境省と関係のある公益的な団体の情報みたいなイメージでとらえられている。実際はそうじゃないかもしれないが、Q & A の内容は、誰が書いているかわからない、匿名の回答だ。匿名で質問し、匿名の人が回答している。中には、アスベストが禁止になったら、今使っているアスベストも全部使えなくなりますという回答をしている人がいたりアスベストでも室内に使われている吹き付けられているくらいはたいしたことないので気にしなくていいですとか、そういったことが回答の中に出てきてしまう。それをどうチェックしているかもわからないが、誰でも読めるし、環境情報として流れている。環境情報も、アスベスト情報も非常に少ないが、たくさんあればよいということではなく、やはり正確な情報がきちんと伝わるということが非常に必要だと思う。今までアスベスト対策が遅れてしまっているのも、ひとえにアスベストはもう使

われていないと思ひ込んでしまってきたことにあると思う。ちゃんとした情報がきちんと伝えられることによって、防ぐべき被害を防いでいくことが一番大切なわけなので、公的な そういうふうと思われるサイトに不適切な、正確でない情報がどんどん流れてしまうことは、環境省としてもきちんと対応してほしいと思う。匿名でなく流すとか、EIC としての回答として流すとか、責任の所在がはっきりするようなかたちで流していただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】... (一部省略)... 国とまったく関係ないかと言えば、つい少し前まで国の研究所としていて、それが独立行政法人というかたちの中でおそらく独自性を出していったりとか、法人の使命があるのでその中で一般の方が自由に掲載したりすることができるサイトとして開設したものだと思うので、それが変な誤解を与えるということであれば、こういうご意見があるということで、伝えたいと思う。

アスベスト製品の情報及び飛散しやすい製品に関する情報の周知を行うことに関するお考えをお聞かせいただきたい。特に吹き付けアスベストのある建築物の所有者使用者に対して、飛散防止対策に必要と思われる情報や注意点についてまとめたパンフレット等を製作する等、情報提供を行う必要があると考えるが、いかがかお考えかお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】アスベスト含有製品の情報については、通商制度を所管する経済産業省だと思うが、PRTR 法なり労働安全衛生法に基づいて、製品安全データシートとなるものがあるやに聞いている。また、石綿含有製品に特化して言うと、 α マークということで、含有されているという表示をするようにという指導も行なっていると聞いている。それ以上のものがどうかということについて、「趣意書」でもふれられていたのではないかと思うが、いいことだとは思いますが、いい悪いということなかなか言う立場にないというのがちょっと歯がゆいところだが、いま言ったようなものがあるということは承知している。環境省においては、環境中への飛散の問題が出てくるので、前にご紹介させていただいていると思うが、3 年ほど前になると思うが、アスベストの危険性や飛散防止についての一般向けの啓発用のパンフレットとか、石綿排出作業に伴う法的な届出や対策を打つ手順等々について、建物の所有者や施工事業者向けに手引きなどを作成して、自治体も含めて配布してきているところ。なにぶん予算もないので部数が整っていないこともあり、また、皆さんからのご指摘もあって、ホームページへの掲載も行なっているところ。それでも自治体から資料としてほしいという要望もあり、実は平成2 年くらいから自治体の職員向けにアスベストの測定の研修を行なっており、その中の教材としても使用している。少しでも毎年できるだけ多く自治体に配布して、活用していただくということで、限られた予算の中での対応ということになるが、今後も努力していきたい。

【大内】リスクコミュニケーションについては、円卓会議というのがあり、ボランティアで集まってきた方々と職員の方が何回も継続して、リスクコミュニケーションについての今後の方向を議論している。アスベストについても、その実践活動のひとつとして、もう少し常時こういう場で情報交換を進めていくかたちでやっていただきたい。

3. 大気汚染防止法に基づく建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策

平成13年度以降の特定粉じん排出等作業を行う建設工事(特定工事)の届出件数及び「(推定)カバー率」、計画変更命令、作業基準適合、作業一時停止命令、報告・検査の各件数、及び、各々の違反に係る罰則適用件数を示されたい。

【環境管理局大気環境課回答】大防法の届出件数と労安衛法との比較でのカバー率ということだが、平成13年度の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数は1,076件あった。大防法においては、規模要件を設けていて、建物の延べ面積が500 m^2 以上、吹き付け石綿の面積が50 m^2 以上という工事を対象としており、一方、労働安全衛生法の届出の方はこういった規模の要件がなく、厚労

省に問い合わせ、労働安全衛生法上の届出は1,370件、13年度にあったということである。したがって、単純に計算してカバー率として約8割程度。14年度についてはただいま集計中なので、もう少し時間をいただきたい。また、平成13年度に大防法の規制事業として、立入検査については221件。特定粉じん排出等作業について無届とか不適切であるということで、自治体が行なったもの。計画変更命令、監督、その他の行政指導については、実績としてはあがってきていない。罰則の関係については、司法判決までにはかなり時間がかかるので、調査項目にしていない。

平成14年度の石綿飛散防止対策の計画について、お聞かせいただきたい。昨年の話し合いでは、含有建材を使用した建物の解体に係る知見の収集とともに、飛散の実態調査を予定している」と答えられ、また、5月24日付けの政府答弁書によると、吹き付け石綿以外の石綿含有建材については、大気汚染防止法の規制の対象となっていないが、現在その製造、使用実態等に係る調査を行っており、今後、当該建材に係る大気汚染の防止対策の必要性を検討することとしている」とされているが、具体的な進展・成果等があればお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】14年度の大気環境課でやった政策ということだが、先ほど少しふれたように、石綿含有建材を使用した建築物の解体・改修工事に伴って出てくるであろう石綿の飛散濃度の測定と、石綿飛散防止対策技術調査というかたちで実施している。報告書は現在取りまとめ中で、もう少し時間をいただければ完成する。その石綿濃度の測定の部分だが、実際の建築解体工事現場を対象として、石綿含有建材を使用した建築物の解体等に伴う周辺環境、作業環境における飛散濃度の測定・分析を行なった。対策技術の方については、現場でどのような対策をして工事を行っているのかという実態調査と、それから文献に基づいて解体の工法別、手順別に石綿飛散防止対策技術の特徴について整理している。先ほど少しふれたが、天井裏等々についても14年度から取り組んでいるが、残念ながら件数は少ない。

平成15年度の石綿飛散防止対策の計画についても、お聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】今年度の調査は、昨年度に引き続き、実際の解体工事等の現場を対象として、石綿飛散濃度測定を進めていきたい。昨年度は、スレート板とか石綿ボードとかを中心にみてきたが、今年度は、石綿保温材や天井裏に使われているものを調査を行なっていきたいと考えている。

【名取】非常に大事な基礎的な調査を行ないつつあるということを知って非常に嬉しく思っているが、まず基本的な点の確認だが、平成13年の調査は、内部的なものなのでまとめとしてはだされていないと昨年うかがったのだが

【環境管理局大気環境課回答】一般的、積極的な公開は行っていないが、図書館に納めて皆さんが見れるようなかたちはとっている。

【名取】昨年うかがった以降にできたわけだ。

【環境管理局大気環境課回答】処理は遅れたが、出来上がった。

【名取】それは提供していただきたい。平成14年、いろいろ実態を調査に行かれたとうかがっていたが、その段階ではまだ濃度測定はされていなかったですね。

【環境管理局大気環境課回答】昨年こういう場の時には、まだ前だった。昨年度は6件、工事現場で測定を行なった。

【名取】最近文献調査もされているとか。

【環境管理局大気環境課回答】昨年度は、測定と飛散防止対策技術でいろいろ文献調査を行った。今年度は、その延長線上で、昨年度はどちらかというと石綿成形板中心だったが、もうひとついろいろ言われている保温材や屋根裏の吹き付けの問題をやっていきたい。

【名取】問題は、調査をしてみると行って行く、その日だけきれいにするというようなことがある。私たちが作業をする人から話を聞いていると、どうもこの作業が一番ひどそうだ、これはあまりそうでもないかなと、実測したわけではないが、そのような話はうかがう。一番大事なのは、測定をされる基礎的なものの聞き取りがされたうえで、様々な状態に応じたものが反映された測定であるかどうか。実態把握がされずに、ある作業の測定がされてしまった場合に、どういう値か評価できなくなってしまう。そういう実験計画的なところに私たちの指摘のような意見を反映しておかないと、一生懸命調査されても、後からみてこれは実態からかけ離れたものを測っているんじゃないかとなる。そこらへんをどのように進めてきたのか。建物の改築・解体を手ばらしでやっているような現場は、実際にはほとんどないので、外さなくちゃいけない。

【環境管理局大気環境課回答】... (一部聞き取れず)..実際に測った場所は、手ばらしでやっていた。

【名取】今回の要請に参考資料をつけているが、実態は手ばらし解体はきわめてまれで、パール解体でやられている。そういうところで、手ばらしのところで測って、たいしたことはなかったというデータを出されても、現実の状況を測ったことにはならない。理想的なものを測ってそれをもとに推計されても、PRTR上も意味がない。ちゃんとやるなら、最悪状態ではこうなっていて、最良状態ではこうで、現実の平均値はこうだと。こういうかたちで啓蒙をしたら、最良状態がこれだけ増えたというようなことをやらなければいけないのではないか。

【環境管理局大気環境課回答】おっしゃる趣旨はわかるが、少なくとも国の委託で調査するということになる、構えてしまうところがあって、なかなか実際にバリバリやっているところを測るということは難しいと思うが、そういう意味で文献なりで補完をしていくほかない。実際には、国土交通省の営繕から情報をいただきながら、入れる現場、タイミングのあった現場、でいかにざるを得ない。短期間の作業になる。手ばらしのところと条件を付けた覚えはない。

【名取】ないけれど、測ったところはそうだったと。他の濃度測定と補っていただかないと、実態とずれる。

【環境管理局大気環境課回答】そのところは、皆さんから以前から言われているが、現場がないってのも事実で、苦しいところもある。

5- に記載したように、貴省では有害廃棄物対策として、今年度中を目処に、「石綿(アスベスト)含有スレート板」の適正処理ガイドラインを作成中と伝えられているが、この動きと石綿飛散防止対策が、どのような関わり合いをもつのかも、お聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】大気環境課、大防法の方では作業に伴って出てくる飛散防止、作業が終わった後の剥がされたものが廃棄物としてでてきたものは廃棄物の方の関係になる廃棄物の方からも話は聞いていて、非飛散性アスベストの廃棄物の処理条件について、中間処分場とか最終処分場各々について数箇所程度調査中だと聞いている。取りまとめについては、もうしばらく時間をとということである。

天井や照明器具の処理に際し、現行法令や「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」に述べられた「除去作業の手順」では、吹き付けアスベスト対策では不十分であることを示す報告がなされている。現状での見直しに関する検討に関して、いかがお考えかお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】こちらは調査の内容と密接に関係してくるものだが、こうした報告なりご指摘があるということは皆さんからお聞きして承知している。昨年度、今年度行っている調査を通じて、そのへんをきちっとみたうえで、グレーの部分对白にするのか黒にするのか、そういった意味合いも含めて検討していくこととしている。いずれにしても、きちんとしたデータを集めて現状を把握することが大事だと考えている。また、作業手順というと、労安衛法の特化則の方の作業基準とかなり密接に関係し

てくるかと思うので、厚労省の方の動きにも注意をしながら、高濃度曝露のおそれもある労働者の方々の基準をにらみつつ、検討していきたい。

工業港湾地帯等石綿スレートの工場倉庫等が群立する地域で劣化の状況等の調査をする必要性があると思うが、お考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】これも大変悩ましい要請であるが、どこの所管かという問題もあらうと思う。もうひとつ、現実的に可能なかどうかということ。それから、所有者の方も含めて、誰が、何を、どれくらいするのかなど、様々な問題があって、なかなか答えにくい部分だと思っている。ただやはり、個々の建築物について調べていって、何を指標に置くのかということもあるが、個々に調べていって整理しているというのは、膨大な費用と時間がかかるものじゃないかと思っていて、現実的かどうかと。必要かどうかと言われると、個人的にはした方がいいかもしれないかとも思うが、組織の取り組みとしてどうかといういろいろな壁がありそうだ。

4. 化学物質管理促進法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

2001年度の石綿の輸入量8万トン弱（2001年度）に対して、公表された排出量・移動量が約4千トンという数字についてどう評価されているか、お聞かせいただきたい。また、届出事業者数が111という数字についてどう評価されているかについても、お聞かせいただきたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】化学物質の種類とか用途、業種、工程などによって、化学物質の使用や排出の形態は多種多様であって、製造量あるいは輸入量と排出量あるいは届出事業者数の評価を行なうことはなかなか難しい。石綿の場合だと、2001年度の輸入量79,463トンに対して、届出排出・移動量が4,160トン、5.2%。他の物質の製造・輸入量等の確立された統計がないので難しいが、いくつか公表されている国の統計ではない統計でみると、排出・移動量がトルエンで11.7%、キシレンだと1.5%という水準だが、この比率をもって、トルエンとキシレンと比べてどうかとか、あるいは石綿と比較して議論することは難しい。やはり、個々の場面場面でみていかなければいけないのではと思っている。届出事業者数の111についても、物質の種類ですと用途、業種等々によって、1事業所あたりの取扱量が変わってくるだろうし、それによってその事業所に届出義務があるかどうかも変わってくるので、この数字だけをもって何らかの評価を行なうことは難しいと考えている。

私たちは、全体の届出排出量が3,240kgは少なすぎるのではないかと、その理由として、排出量の届出が31事業所のみであったことなどから、排出量を算定するのに経済産業省・環境省のPRTR排出量等算定マニュアルや日本石綿協会の「PRTR排出推計マニュアル」が十分周知されていないことがあるのではないかと考えている。排出量を0としている事業所に再度推計方法を周知徹底させた上で、データを修正していく必要があるのではないかと、お考えをお聞かせいただきたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】まず、マニュアルについてだが、環境省と経済産業省でつくっている「PRTR排出量等推計マニュアル」は、都道府県経由あるいは業界団体経由で事業者が届くように活用していただくように周知徹底を引き続き行なっていきたいと考えている。また、今のマニュアルは第二版だが、第三版を準備中で、マニュアルの改良ということは行なっている。

実際に排出量を0としている事業所に関しては、繰り返しになって恐縮だが、物質の種類ですと用途、業種等々によって、化学物質の使われ方、排出のされ方は様々であり0として届けていることをもって、直ちに届出排出量が少ないとか、届出事業者数が少ないという評価はできないだろう。また、石綿に限らず、0として届け出たことをもって、直ちに?が必要だという判断もできないのではないかと判断している。

また、マニュアルで十分に推計方法が示されていない、「特定粉じん発生施設設置工場」以外の事業所の石綿の排出量についての推計方法を別途を示して指導していくべきではないか。例えば、今回の届出で相模鉄道かしわ台工機所が電車の磨耗したブレーキシューの石綿が年間3.1トンあったと届け出ているが、磨耗したブレーキシューの石綿が大気に排出する推計方法を十分に科学的にも検討した上で、他の鉄道関係事業所等に対しても届出をさせていくべきではないか、お考えをうかがいたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】マニュアルについては先ほど申し上げたとおり経産省と一緒に、都道府県経由あるいは業界団体経由で事業者配っているが、これはすべての業種に共通する基本的な考え方とか、いろいろな業種で使われている代表的な工程での算出方法を示したものであって、特定の物質や特定の業種あるいは特定のプロセスについてのマニュアルについては、業界団体などが業種別のマニュアルをつくってある場合にはその中で、その入手方法、取り扱いなどを示している。お尋ねの鉄道業はどうかというと、相模鉄道については私も調べた。まず、そもそも論として、鉄道の線路はPRTRのなかでは事業所に該当しない、と整理される。例えば、道路公団が持っている高速道路が、道路公団の事業所に該当しないのと同じように、鉄道会社も持っている線路は、事業所には該当しない。それで、事業所外でブレーキが摩り減って出るといったような場合には、届出の対象外であり、国が事業発生源からの届出外の排出量として、事業者が代わって国が推計すべきすじのものである。詳細な事実関係は確認中だが、この相模鉄道に関しては、神奈川県から第一報があって、これはどういうことかと言うと、ご指摘にもあるように、車両用のブレーキパッドに石綿製品を使用していて、それが摩り減る。その摩り減った分を、大気への排出として、車両の検査・修理などを実施しているかしわ台工機所からの排出として届け出たということ。

【古谷】推計の根拠は、実測か？

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】実際にブレーキパッドが摩り減った、摩り減った中に(石綿が)何パーセントくらい入っているか、一生懸命積み上げて、出した。ただし、法律の解釈で事業所に該当しない、違ったということで、相模鉄道の方に知らせた。

【古谷】計算方法としては、信頼できそうな気配か。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】信頼おけそうな気配ですね。ただ、計算ミスがあって、もう何パーセントか下方修正されそう。ごみとして出てきているものと大気へ排出されているものと。

【古谷】そういうやりとりの結果は訂正されることになる？

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】まず、相模鉄道から、神奈川県に昨年届け出た大気への排出量は0とする変更の手続を行なっているところ... (一部聞き取れず)...。今年の4月から、平成15年度から、石綿を含むブレーキパッドの使用を取りやめたと聞いている。昨年届出があった3.1トンに関しては、届出としては0になるが、届出外にしなくてはならない。今後変更手続が残っているが、環境省としては、経産省や鉄道業を担当している国土交通省、神奈川県と連携しながら、鉄道会社やブレーキ会社などから情報を収集して、鉄道車両からの石綿の排出を、届出外排出量として国が推計して公表するということを検討中である。

全体の届出外排出量の597kgも、きわめて少ない数字と考えている。推計の根拠となる具体的なデータを示すとともに、今回のデータ集計結果を踏まえて、昨年も要請した、建設業(建築物の解体・改修等)や、車両の道路走行、自然界に存在する非点源等から環境中への石綿排出量についてのデータ把握についての考え方を再度うかがいたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】今回の597kgという平成13年度の数字は、ご存知かと思うが、まずは対象業種 製造業でなくても常用雇用者が20人以下あるいは取扱量が0.5トン未満

といったような小規模あるいは少量取扱業者 裾切りと言うが 裾切り以下の事業者からの排出量と、パイロット調査からデータが得られた建築工事用と土木工事用塗料に含まれている石綿の排出量について、推計を行なっているものである。推計の根拠とした具体的なデータについては、ホームページにすべて載っているため、そちらの方をまずはご覧いただきたい。ご覧いただいたうえで、わからないこと等あれば問い合わせさせていただきたい。その他の排出源については、現時点では、推計に利用可能な信頼できる情報が見いだせていないので、推計対象とは残念ながらしてはいない。推計に必要な技術的な情報については、随時受け付けているので、皆様に置かれても、具体的な研究論文とか統計などで、こういうものが使えるのじゃないかというものがあつたら、情報提供にご協力をお願いしたい。

個別このことについては、まず建設業だが、昨年申し上げたとおり、塗料を除いて、信頼できる情報がないので推計していない。昨年6月から9月にパブリックコメントを行い、その際に東京都における条例に基づくデータがあるじゃないか、これを使って推計したらどうかという提案があつたのだが、東京都の方に出かけているいろいろな情報をお持ちか聞いたのだが、意見提出者の方に間違いがあつたようでパブリックコメントで提案があつた方法では推計できない、ということで残念ながらまだできていない。

自動車のブレーキライニングなどについては、日本自動車工業界の取り組みでかなり代替化が進んでいると思うのだが、それ以外のアウトサイダーの分については、なかなか利用可能な信頼できるような数値がまだ見いだせていないという状況なので、これも推計の対象とはしていない。鉄道については、去年まで気がつかなかつたのだが、幸いというか相模鉄道の方からこのような事例があるということがわかつたので、関係省庁や自治体から連携しながら情報を集めて、鉄道車両から大気への排出について検討していきたいと思っている。

【古谷】現時点では、他所の鉄道会社でもアスベスト含有ブレーキパッドが使われているかどうかという状況は把握されているか。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】まだ網羅的にはできていなくて、たまたまわかつたところに数社の担当者に電話をして聞いてみたところでは、石綿を使わない製品への代替化が相当進んでいるようだ。相模鉄道については、先ほど申し上げたように、もう使っていない。相模鉄道の石綿の入っていたものは、どうも話を聞いていると、他の鉄道会社でも使っているというのではなくて、相模鉄道独自のもののようだ。

【古谷】JRはどうか。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】JRについては、今回、廃棄物としての移動量を届け出てきたところが1社あつた。そのところに、お宅で届け出てきたアスベストは何ですかと聞いたところ、古い車両を解体したときに、古い車両の中に入っていたアスベストをきちんと処理した。それを廃棄物として届け出たということだつた。そのJRでは、ブレーキにはアスベストが入っているものは使っていないから、大気への排出はないということ。まだ限られた数だが、ブレーキ関係については、相当例外的なのかなという気もしているが、そのへんは国土交通省やブレーキ業界にもお手伝いいただきながら、もう少し幅広く話を聞いたうえで、情報が得られた時点で推計しよう。相模鉄道については、確実に推計されているので。

自然由来の化学物質については、昨年申し上げたが、今のところ省令で推計の対象となっていない。自然由来のアスベストについても、利用可能な推計可能な信頼できるデータが、今のところ承知していないので、そういう点でも難しい。

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昨年話し合いでは、廃棄物処分場の実態の把握とアスベスト飛散のモニタリングについて要請させていただいたところ、現行廃掃法上で「非飛散性」とされているアスベスト含有廃棄物に関し

て、廃棄物処分場におけるアスベスト飛散の実態を調べてみたい、という旨の発言があったものと理解している。具体的に調査等を行なわれたのかどうか、お聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】これについては、現在、調査は実施している。中間処理業者と最終処分場それぞれ数箇所だが、廃棄物の処理の過程で、非飛散性アスベスト製品がどのような挙動を示すとかいうことについて、現在まさに調査中ということで、今しばらく時間がかかるということをご了解いただきたい。

貴省では有害廃棄物対策として、今年度中を目処に、「石綿（アスベスト）含有スレート板」の適正処理ガイドラインを作成中と伝えられている。特別管理廃棄物に指定するなど、法的な規制の必要性についても検討する等とされているが、「石綿含有スレート板」についての「適正処理ガイドライン」の作成状況と見通し、作成過程での私たちの意見の反映について、詳しく説明をしていただきたい。特別管理産業廃棄物に追加することを含めた、「石綿含有スレート板」に対する法的規制の必要性と現在の検討状況をご説明いただきたい。また、「石綿含有スレート板」以外の「非飛散性」アスベスト含有廃棄物についての検討状況についても、お聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】現在実施中の調査がどのような結果になるかによって、今後どのような対策をとればよいのかということが決まってくる。その結果を待って、廃棄物処理法の中でどのような新基準を定めたり見直したりするかというような、必要性を含めて、今後検討していきたい。

【古谷】スレート板だけについて考えているのか。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】一番多いのと考えているのは、やはり建築廃材なので、建築廃材に含まれる製品ということで、そこらへんの製品の知見もこちらにないものだから、そこらへんも含めて整理をしつつ、どこらへんが廃棄物処理事業者の方でどのようなかたちで処理されているのか、その中で廃棄物がどのような挙動を示しているのか、という調査を実施しているところ。

【古谷】今の話は、法令の改正も射程に入れて、検討されていると聞いてよいのか。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】これについてはガイドラインを作成中ということであるので、どうら対策をとればよいのかということを検討しているので、対策にはいろいろとレベルがあると思うが、まず今は現状把握している段階であるので、法令を改正するかどうかというのは、その結果をもって。

【古谷】例えば、（廃棄物処理法上の）フライアブル（飛散性）アスベスト含有廃棄物の範囲の見直しにつながる可能性もゼロではない？

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】今お話できるのは、総合的に判断するということになるということ。

【古谷】目途はいつくらい？

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】具体的な時期について、とくに定めてはいない。

【古谷】中間処分場や最終処分場で測定するということは、結果的にスレートだけを測っているだけではないですね。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】建築廃材の中で、実態として石綿含有スレート板がどの程度出ているかということはわからないが、埋立するようなものが出てきた現場をみつけて、その現場でどのような状態になっているかということ調査している。

【古谷】私たちの要望としては、たんにガイドラインにおさまらずに、特別管理産業廃棄物の対象範囲の見直しも含めた検討にしていきたいということと、その際には何もあらかじめ検討の対象をスレート板に限定する必要はないと思う。例えば国土交通省の共通仕様書だと「成形板」とらくり方で、廃掃

法の対象になっていないアスベスト含有建材をしているので、そういう他の省庁の取り扱いとも斉一的なものにしていただきたい。それは、この場で即答できそうもないから、要望としておきたい。そうすると、そのことと連動して、大防法の方も、双方で実施している調査のデータも合わせて、より広く網を張る方向でそろえて検討していただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】... (聞き取りにくい回答だが)... (規制対象範囲の見直しも念頭には置いて調査している旨の回答?)

【古谷】合わせて、大防法の方でやられている調査と、リサイクルの方でやられている調査を、ぜひPRTRの(国による推計)基礎資料にぜひ活かしていただきたい。廃棄物処分場については、現在も一部推計されていると思うが、大防法の方のデータは、建築物からの推計に使えるかもしれない。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】個別の法令部会で、大気とか廃棄物がやっているデータは、(もらっている?)。省内連絡会議とか関係省庁の打ち合わせとかもあるので。

建設省、通商産業省で検討されてきた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」では、アスベスト含有建材は「再資源化」に適さないが、現行廃掃法ではアスベスト含有建材を廃石綿と規定していないために、中間処理施設に流入し、分別の際にアスベスト粉じんの飛散を防ぐことができない状況が予想される。これを防ぐには、建設解体現場での事前のアスベスト含有建材の調査、分別、事前除去を徹底する以外にないと考えるが、特化則に規定されている事前調査さえ実際には多くの解体現場で遵守されていないのが実状である。労働者のアスベスト曝露以外にも、一般環境汚染防止の立場から、建設解体現場での事前のアスベスト含有建材の調査、分別、事前除去を義務付けていくお考えはないか、お聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室回答】建設リサイクル法というのは、建設工事から発生したアスファルト・コンクリートとか、廃木材等を分別解体して、それを再資源化して資源の有効利用に資するということを目的とした法律であり、この中で分別解体について基準がありまずいえを解体するときにおいて、例えば吹き付けアスベストとかが吹いてあるものについては必ず事前調査の中で、こういうものがあるぞという認識のもと、工事にかかりなさいとかたちのものがある。例えば、スレート板等については、直接法律の中には書いてないが、法の第3条に基本方針というのがあり、基本方針の中で、要は粉じんが発生すれば、アスベストとか、例えばスレートとかでも、破砕とか切断するときには、発生するおそれがあるということで、基本方針の中で、そういうことにならないように十分粉じんの発生を防止しなければならないというふうなかたちで、方針を謳っている。強制的に、法律の中で、例えば吹き付けアスベストについて、こういう基準であるとか、こういう害があるとか、あるいはスレートについても、そういうことは法律の中では設定されていないが、あくまで当然のことということで、要するに粉じんが発生するといろいろ問題が出てくる可能性がある中で、それについて基本方針で示しているというのが現状である。調査と分別とか、事前除去の義務づけ等々については、建設リサイクル法の枠組みを含めて、全体的な流れの中で考えていく必要があると思っているので、また機会があったら、廃棄物を担当している産業廃棄物室や適正処理推進室もしくいだし、国土交通省も含めて、考えていきたい。

昨年のお話し合いで、廃石綿等を受け入れている処分場の数、年度別都道府県別の処分量等に関するデータについておうかがいしたところ、処分量等を把握することは必ずしも必要であるとは考えていないとのお答えであったが、実際には横浜市で不渡り手形を出して倒産し、その後市が管理している中間処分場に、相当量のアスベストを含む容量を超える廃棄物が持ち込まれている例や、旭川市で市営の廃棄物処分場で廃石綿が地上に露出し破れた袋から飛散性アスベストが露出していた例などの実態から、貴省として実態を把握すべきであると考え、検討されているこ

とがあればお聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】アスベストについては、廃棄物処理法の中で、飛散性のあるものについては、それぞれこういう基準に則って処理しなさいということが決められ、それに則って行なわれている。具体的な例として、横浜市の例が記載されているが、これは廃石綿に特異な例ではなく、どちらかといと基本的な処理基準に違反した行為が行われたものである。この基準があった場合には、都道府県等において行政命令等の廃棄物処理法に基づく規制の対応が厳正に行なわれているところであるので、個々の事例については廃棄物処理法に基づく対応で十分な対応ができるのかなと考えていて、とくに現在のところ、法改正などをする予定はない。

旧厚生省が推進してきた、地方自治法改正、産廃法改正を伴う「ごみ処理広域化計画」について概要をお聞かせいただきたい。同計画によって行政による廃棄物処分場の実態把握ができなくなること、処分場の実態について国民が情報を得る手段がなくなることについて強い懸念が指摘されているところであるが、この点についてお聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部回答】この計画は、ごみ処理に係るダイオキシン類等発生防止ガイドラインに基づき、一般廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出の管理、市町村に設置されている一般廃棄物処理施設の集約を図る計画を作成するよう、旧厚生省が、平成9年5月に、各都道府県に指示しているもの。内容としては、ダイオキシン類削減対策、あるいはマテリアル・リサイクルの推進、サーマル・リサイクルの推進等を示している。このような計画なので、地方自治法改正あるいは産廃法の改正を念頭に置いたものではなく、処分場の実態把握ができなくなるといったようなものではない。少なくとも現状において、廃棄物最終処分場については、埋め立てた廃棄物の各月毎の種類及び数量、記録などを備えており求められれば閲覧できるよう、廃棄物処理法上なっている。

昨年うかがった、旭川市の処分場で特別管理廃棄物の廃石綿が地上に露出し、袋が破れていた件で再調査をお願いしたが、再調査結果についてお聞かせいただきたい。また、再発防止策についてお聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】旭川市の方に再度電話で聞き取りを行なったところ、次のような回答だった。まず発生の原因だが、埋立がいつ行なわれたかを聞いたところ、平成13年3月26日という答えがあった。まだ雪の季節ではあるが、4月になって、最終処分場なので、覆土材と言って土をかけるのだが、覆土材を敷いたためにそれが目隠しとなって、廃石綿を入れた露出しているかは不明だというである。結果的に7月になってから多少問題になったかに聞いているので、最小でも約4か月というふうに考えられている。再発防止策についていかがかと聞いたところ、その後、廃石綿の埋立場所には囲いを設け、表示板を設置して、??できないようにという対策をとっているとのこと。その後の状況だが、当該処分場については、平成14年3月31日まで廃石綿を受け入れていたが、別の処分場ができたということで、4月1日以降は受け入れていないとのことである。またさらに、この最終処分場は平成15年1月30日に埋立を終了したとのことであるので、今後は閉鎖の手続きをとるといふふうに聞いている。